

有料老人ホーム自主点検表

施設名称	
施設所在地	
設置者名称	
設置者所在地	
設置者代表者職・氏名	
施設管理者氏名	
記入者氏名	
記入年月日	
連絡先電話番号	

有料老人ホーム自主点検表の記載について

1 記載上の留意点

- (1) 各項目について、施設運営の状況を自主点検したうえで、「点検結果」欄に「はい・いいえ」等の該当する項目に○印を記載し、「自主点検項目」欄には必要に応じてその内容を記載してください。また、該当しない項目については、「はい・いいえ」に横線を引き抹消し、「事例なし」又は「該当なし」と記入してください。
※ 「いいえ」の場合は、その理由又は原因と改善に向けた取組みについても枠内に記載してください。
- (2) 立入検査に当たって提出を求められた場合、記載内容は、時期が特定されているものを除き、本自主点検表の記入日現在の状況を記入してください。
- (3) 記入欄が不足の場合は、適宜様式を追加してください。
- (4) 「自主点検項目」欄中、「⇒」部分は記入が必要な項目です。

※「高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)」第5条第1項の登録を受けている高齢者向けの賃貸住宅又は有料老人ホーム(以下「サ高住」と記載)について、摘要欄に「適用除外」と記載のある項目については記載不要です。(ただし、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」第7条第1項に定める登録基準によること。)

※「高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律(平成23年10月20日施行)」の際、改正前の高齢者の居住の安定確保に関する法律第4条に規定する高齢者円滑入居賃貸住宅の適用を受けている高齢者専用賃貸住宅であった有料老人ホーム(以下「旧高専賃」と記載)について、摘要欄に「適用除外」と記載ある項目については記載不要です。

2 この点検表に関する法令・通知は、次のとおりです。

(文中の略称)	(法令・通知の名称)
「法」	⇒ ・老人福祉法（昭和38年7月11日法律第133号）
「規則」	⇒ ・老人福祉法施行規則（昭和38年7月11日厚生省令第28号）
「指導指針」	⇒ ・青森市有料老人ホーム設置運営指導指針（平成24年4月1日）
「指針について」	⇒ ・社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について（平成12年6月7日老発第514号）
「調理の委託について」	⇒ ・保護施設等における調理業務の委託について（昭和62年3月9日社施第38号）
「衛生管理について」	⇒ ・社会福祉施設における衛生管理について（平成9年3月31日社援施第65号）
「条例」	⇒ ・「青森市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」、「青森市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」及び「青森市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」のうち当該施設に該当する条例